

保護者様

東京学館船橋高等学校

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、この用紙を保護者の方が記入し、医療機関を受診した際に発行される「領収書または薬剤明細書」（患者名・受診日・医療機関名が記載しているもの）のコピーを裏面に添付の上、登校する際、担任に提出してください。出席停止扱いとなります。持参しない場合、授業を受けることはできません。

また、この用紙を提出する場合は、医療機関の「治癒証明書」や「診断書」等は不要です。発症後5日および解熱後1日(下記 早見表参照)を経過したのち、医療機関の指示に従い登校してください。

## 新型コロナウイルス感染症治療報告書

1. 生徒氏名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2. 出席停止期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\*症状軽快とは「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」をいう。

\*症状が軽快した日によって、出席停止期間が延びる可能性があります。

	発症日 (0日)	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症後5日を経過した後	
発症後1日目に 症状が軽快した場合	発熱等	症状軽快	症状軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出校停止							
発症後2日目に 症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後 1日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能	
	出校停止							
発症後3日目に 症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後 1日目	発症後 5日目	登校可能	
	出校停止							
発症後4日目に 症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能	
	出校停止							
発症後5日目に 症状が軽快した場合	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	発熱等	症状軽快	症状軽快後 1日目	登校可能
	出校停止							

3. 治療を受けた医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関電話番号 \_\_\_\_\_

4. 発症日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5. 受診日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

6. 解熱日 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医師により上記診断され、その治療が終了したことを報告します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者署名 \_\_\_\_\_